

口座振替割引契約

(選択約款)

令和元年10月1日実施

四国電力株式会社

口座振替割引契約

目 次

1	目 的	1
2	選択約款の変更	1
3	適用範囲	1
4	契約の成立	1
5	料 金	2
6	料金の支払方法等	2
7	そ の 他	3
附	則	4

1 目 的

この選択約款は、お客さまの選択肢の拡大を図るとともに、支払方法の違いによる料金格差を設けることで、集金費用の低減を図り、効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、変更後の選択約款の実施期日に先だち、お客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3 適用範囲

選択約款の時間帯別電灯、ピークシフト型時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、スマートeプラン [タイプH]、スマートeプラン [タイプL]、低圧季節別高負荷率型電力、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力または第2深夜電力（以下これらを総称して「この選択約款以外の選択約款」といいます。）として電気の供給を受け、お客さまが6（料金の支払方法等）に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 契約の成立

この選択約款の契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

5 料 金

- (1) 各月の料金は、次の算式により算定された金額から(2)の口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、口座振替割引額を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

この選択約款以外の選択約款「再生可能エネルギー発電促進賦課金」によって料金として算定された金額として算定された金額

- (2) 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	55円00銭
---------	--------

ただし、次の場合には口座振替割引を適用いたしません。

- イ その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が、6（料金の支払方法等）によって行なわれていない場合のその1月の料金
- ロ その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が、6（料金の支払方法等）(1)イによって支払われない場合のその1月の料金
- ハ 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間を含むその1月の料金

6 料金の支払方法等

料金の支払方法等は、次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。

- (1) 料金の支払方法

- イ お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替える（以下「口座振替」といいます。）こと。
- ロ 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。

- (2) 料金の振替結果のお知らせ

- イ 定額制供給の契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原

則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし、年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。

ロ 従量制供給の契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。

7 そ の 他

- (1) この選択約款を適用する場合は、当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き、請求書の発行はいたしません。
- (2) この選択約款に定めのない事項については、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の特定小売供給約款によります。）またはこの選択約款以外の選択約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における5（料金）(2)の口座振替割引額については、5（料金）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 契約につき	54円00銭
---------	--------